

介護分野の最近の動向

(目次)

1. 昨年度からの経緯	__ 1
2. 平成24年度の介護保険法改正と介護報酬改定	__ 3
3. 認知症施策の推進	__12
4. 社会保障・税一体改革(介護関係)	__16
5. 高齢社会対策大綱	__24

1. 昨年度からの経緯

昨年度からの経緯

平成23年7月1日	「社会保障・税一体改革成案」の閣議報告
平成23年10月13日	成案を踏まえ、社会保障審議会介護保険部会での議論を開始（4回開催）
平成23年11月30日	「社会保障審議会介護保険部会における議論の整理」をとりまとめ、公表。
平成24年2月17日	「社会保障・税一体改革大綱」の閣議決定
平成24年3月30日	「成案」策定時の試算の改定に併せ、保険料水準の見込みを公表
平成24年4月1日	改正介護保険法の施行、介護報酬改定
平成24年6月18日	「今後の認知症施策の方向性について」（厚生労働省プロジェクトチーム報告）
平成24年6月26日	「社会保障制度改革推進法案」等関連法案が衆で可決
平成24年8月10日	「社会保障制度改革推進法案」等関連法案が参で可決
平成24年8月22日	「社会保障制度改革推進法」等公布
平成24年9月5日	「認知症施策推進5か年計画」公表
平成24年9月7日	「高齢社会対策大綱」閣議決定
平成24年11月30日	第1回社会保障制度改革国民会議
平成24年12月7日	第2回社会保障制度改革国民会議

2. 平成24年度の介護保険法改正と 介護報酬改定

介護の将来像(地域包括ケアシステム)

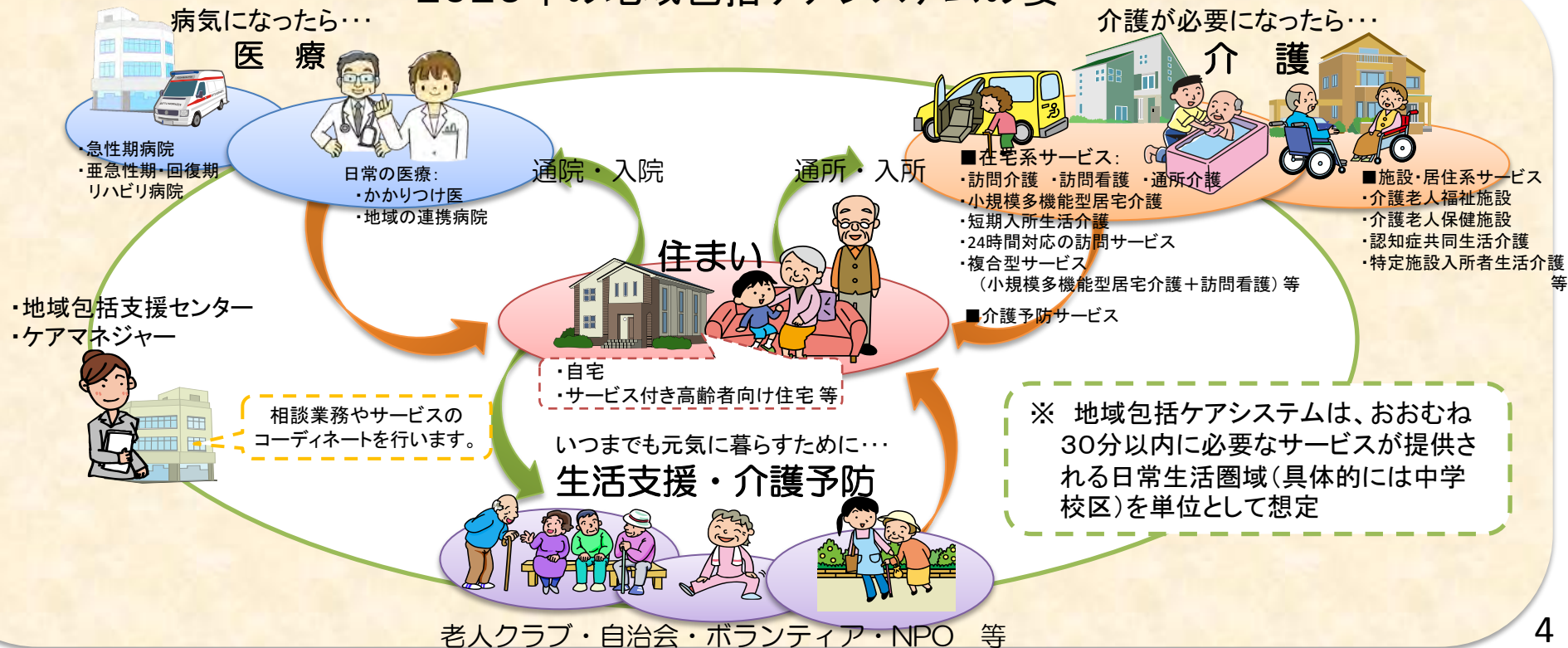
- 住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの実現により、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるようになる。

【地域包括ケアの5つの視点による取組み】

地域包括ケアを実現するためには、次の5つの視点での取組みが包括的(利用者のニーズに応じた①～⑤の適切な組み合わせによるサービス提供)、継続的(入院、退院、在宅復帰を通じて切れ目ないサービス提供)に行われることが必須。

- ①医療との連携強化
- ②介護サービスの充実強化
- ③予防の推進
- ④見守り、配食、買い物など、多様な生活支援サービスの確保や権利擁護など
- ⑤高齢期になっても住み続けることのできる高齢者住まいの整備(国交省と連携)

2025年の地域包括ケアシステムの姿



社会保障・税一体改革の介護分野の対応状況(平成24年度制度改正にて措置)

大綱の記述

措置事項

<在宅でのサービスや生活支援サービスを充実>

○ 介護保険で受けられる**新サービスを創設**【平成24年4月～】

①**24時間、必要ときに訪問介護・訪問看護をセットで提供**

②通い、泊まり、訪問を組み合わせたサービス(小規模多機能型居宅サービス)に、さらに訪問看護も組み合わせたサービスを提供

○ 介護が必要な高齢者を介護する家族を支援するため、緊急にショートステイが必要になった高齢者のためにベッドを空けている事業所に対する加算や、長時間のデイサービスに対する加算を創設【平成24年4月～】

○ 市町村が、要介護状態になるおそれがある高齢者等に、**介護予防と日常生活の支援**(栄養改善を目的とした配食など)を**セットで提供する事業を実施**【平成24年4月～】

○ 訪問リハビリを提供するときに、訪問介護の責任者も一緒に利用者宅に訪問して、共同で訪問介護の計画を作成する場合に加算するなど、**高齢者の自立に向けたサービスを充実**【平成24年4月～】

○ 病院から円滑に在宅生活に移行することができるよう、ケアマネジャーが、退院時に病院と情報共有を行った場合の加算の見直しや、病院又は診療所の医師等とともに利用者宅を訪問した場合の加算の創設【平成24年4月～】

→ **今後も、医療と介護の連携方策について検討を進める**

<高齢者の住まいを確保>

○ **見守りや生活相談などのサービスを提供する高齢者向けの住宅の登録制度を創設**し、必要なサービスを受けられる質の高い高齢者向けの住宅を提供【平成23年10月～】

<認知症の人を支援>

○ 今後認知症高齢者が急増することが予想されることから、平成25年度からの5年間に行う施策をまとめた**認知症施策推進5か年計画を作成**【平成24年度から調査研究などを実施】

<地域での多職種での支援体制>

○ 介護や医療などの様々な職種の人たちが集まって、解決困難な課題を抱えている高齢者が自立するために必要な支援を話し合う「**地域ケア会議**」の普及のため、**会議の運営を支援する人や医師などの専門職の派遣**を支援する事業を開始【平成24年4月～】



介護が必要な高齢者も、住み慣れた地域での暮らしを続けることができる
地域包括ケアシステムを構築